

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後				現 行			
別 紙				別 紙			
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱				社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 (略)				第 2 (略)			
(定 義)				(定 義)			
2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)～(2) (略)				(1)～(2) (略)			
(3) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定す	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			(3) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定す	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

改 正 後				現 行			
る生活介護、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第 <u>１４</u> 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 <u>１５</u> 項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第１１項に規定する障害者支援施設				る生活介護、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第 <u>１３</u> 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 <u>１４</u> 項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第１１項に規定する障害者支援施設			
(4) 障害者総合支援法第５条第２項に規定する居宅介護、同条第３項に規定する重度訪問介護、同条第４項に規定する同行援護、同条第５項	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。）			(4) 障害者総合支援法第５条第２項に規定する居宅介護、同条第３項に規定する重度訪問介護、同条第４項に規定する同行援護、同条第５項	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。）		

改 正 後				現 行			
に規定する行動 援護（以下「居 宅介護」とい う。）、同条第 8項に規定する 短期入所、 <u>同条 第13項に規定 する就労選択支 援、同条第16</u> 項に規定する就 労定着支援、同 条第 <u>17</u> 項に規 定する自立生活 援助、同条第 <u>1</u> <u>8</u> 項に規定する 共同生活援助及 び同条第 <u>19</u> 項 に規定する相談 支援を行う事業 所	短期入所事業所 <u>就労選択支援事業 所</u> 就労定着支援事業 所 自立生活援助事業 所 共同生活援助事業 所 相談支援事業所			に規定する行動 援護（以下「居 宅介護」とい う。）、同条第 8項に規定する 短期入所、同条 第 <u>15</u> 項に規定 する就労定着支 援、同条第 <u>16</u> 項に規定する自 立生活援助、同 条第 <u>17</u> 項に規 定する共同生活 援助及び同条第 <u>18</u> 項に規定す る相談支援を行 う事業所	短期入所事業所 就労定着支援事業 所 自立生活援助事業 所 共同生活援助事業 所 相談支援事業所		
(5) (略)				(5) (略)			
(6) 障害者総合支 援法第5条第 <u>2</u> <u>9</u> 項に基づく福	福祉ホーム			(6) 障害者総合支 援法第5条第 <u>2</u> <u>8</u> 項に基づく福	福祉ホーム		

改 正 後							現 行						
祉ホーム							祉ホーム						
(7)～(11) (略)							(7)～(11) (略)						
3 (略) (交付の対象) 4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業							3 (略) (交付の対象) 4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業						
①施設の 種類	②設置根 拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補助 率	①施設の 種類	②設置根 拠等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補助 率
(1)～(3) (略)							(1)～(3) (略)						
(4) 居宅 介護事 業所、	障害者総 合支援法 第 7 9 条	社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し	3 / 4	2 / 3	(4) 居宅 介護事 業所、	障害者総 合支援法 第 7 9 条	社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し	3 / 4	2 / 3

改 正 後							現 行							
短期入 所事業 所、 <u>就 労選択 支援事 業所、</u> 就労定 着支援 事業 所、自 立生活 援助事 業所、 共同生 活援助 事業所 及び相 談支援 事業所	第 2 項			くは中核 市			短期入 所事業 所、就 労定着 支援事 業所、 自立生 活援助 事業 所、共 同生活 援助事 業所及 び相談 支援事 業所	第 2 項				くは中核 市		
(5) ～ (11) (略)							(5) ～ (11) (略)							
(2) (略)							(2) (略)							
5 (略)							5 (略)							

改 正 後	現 行
(交付額の算定方法) 6 (略) (1) (略) ア～エ (略) (ア)～(イ) (略) (ウ) 地域交流スペースに係る基準額 a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>31,900</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>33,600</u>千円） b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>44,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>46,280</u>千円） c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>43,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>47,930</u>千円） d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>61,520</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>66,150</u>千円） (エ) (略)	(交付額の算定方法) 6 (略) (1) (略) ア～エ (略) (ア)～(イ) (略) (ウ) 地域交流スペースに係る基準額 a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>30,500</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>32,130</u>千円） b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>42,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>44,210</u>千円） c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>41,400</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>45,830</u>千円） d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>58,760</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>63,190</u>千円） (エ) (略)

改 正 後	現 行
(2) ~ (5) (略) 7 ~ 1 5 (略)	(2) ~ (5) (略) 7 ~ 1 5 (略)

改 正 後			現 行		
別表 1－1			別表 1－1		
算 定 基 準			算 定 基 準		
【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】			【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】		
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～エ （略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、 １施設当たり <u>63,600,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には １施設当たり <u>70,600,000</u>	（略）	本体工事費	ア～エ （略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、 １施設当たり <u>60,700,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には １施設当たり <u>67,500,000</u>	（略）

改 正 後			現 行		
	円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>63,600,000</u>」を「<u>84,400,000</u>」、「<u>70,600,000</u>」を「<u>93,800,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 （略）			円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>60,700,000</u>」を「<u>80,700,000</u>」、「<u>67,500,000</u>」を「<u>89,600,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 （略）	
以下、表 (略)			以下、表 (略)		

改 正 後	現 行
別表 1－2 ～ 別表 1－6 （略）	別表 1－2 ～ 別表 1－6 （略）

改 正 後				現 行					
別表2－1				別表2－1					
令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価				令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価					
(単位:円)				(単位:円)					
施 設 の 種 類				施 設 の 種 類					
救護施設	本体	都市部	7,350,000	救護施設	本体	都市部	7,020,000		
		標準	7,000,000			標準	6,690,000		
		初度設備加算				107,000	初度設備加算		102,000
	個室整備加算	都市部	513,000		個室整備加算	都市部	491,000		
標準		489,000	標準	468,000					
更生施設	本体	都市部	7,350,000	更生施設	本体	都市部	7,020,000		
		標準	7,000,000			標準	6,690,000		
		初度設備加算				107,000	初度設備加算		102,000
	個室整備加算	都市部	513,000		個室整備加算	都市部	491,000		
標準		489,000	標準	468,000					
授産施設			都市部	3,170,000	授産施設			都市部	3,030,000
			標準	3,020,000				標準	2,880,000
	初度設備加算		107,000	初度設備加算		102,000			
宿所提供施設			都市部	2,520,000	宿所提供施設			都市部	2,410,000
			標準	2,400,000				標準	2,300,000
	初度設備加算		107,000	初度設備加算		102,000			
社会事業授産施設			都市部	3,170,000	社会事業授産施設			都市部	3,030,000
			標準	3,020,000				標準	2,880,000
	初度設備加算		107,000	初度設備加算		102,000			
日常生活支援住居施設			都市部	2,520,000	日常生活支援住居施設			都市部	2,410,000
			標準	2,400,000				標準	2,300,000
	初度設備加算		107,000	初度設備加算		102,000			
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。				(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。					
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。				2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。					
3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。				3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。					
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。				4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。					

改 正 後			現 行		
別表2－2			別表2－2		
(耐震化等整備を行う場合) 令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価			(耐震化等整備を行う場合) 令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価		
(単位:円)			(単位:円)		
施 設 の 種 類			施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	10,060,000	救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,590,000		標準	9,160,000
更生施設	都市部	10,060,000	更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,590,000		標準	9,160,000
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。			(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。		

改 正 後		現 行	
別表2－3		別表2－3	
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)		(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)	
令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価		令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価	
(単位:円)		(単位:円)	
施設の種類		施設の種類	
下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	10,060,000	9,620,000
	標準	9,590,000	9,160,000
更生施設	都市部	10,060,000	9,620,000
	標準	9,590,000	9,160,000
授産施設	都市部	4,300,000	4,110,000
	標準	4,100,000	3,920,000
宿所提供施設	都市部	3,420,000	3,270,000
	標準	3,260,000	3,120,000
社会事業授産施設	都市部	4,300,000	4,110,000
	標準	4,100,000	3,920,000
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。		(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。	
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。		2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。	

改		正		後		現		行			
別表2－4						別表2－4					
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)						(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)					
令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価						令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価					
(単位:円)						(単位:円)					
施 設 の 種 類						施 設 の 種 類					
救護施設	本体	都市部	8,160,000		救護施設	本体	都市部	7,800,000			
		標準	7,780,000				標準	7,440,000			
		初度設備加算		119,000			初度設備加算		114,000		
	個室整備加算	都市部	570,000			個室整備加算	都市部	545,000			
		標準	544,000				標準	520,000			
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 木造施設の改築として行う場合に限る。 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。						(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 木造施設の改築として行う場合に限る。 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。					

改 正 後	現 行																
別表2－5 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 令和7年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><td colspan="2">施 設 の 種 類</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>11,180,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>10,650,000</td></tr></table> (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	11,180,000	標準	10,650,000	別表2－5 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><td colspan="2">施 設 の 種 類</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>10,690,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>10,180,000</td></tr></table> (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	10,690,000	標準	10,180,000
施 設 の 種 類																	
救護施設	都市部	11,180,000															
	標準	10,650,000															
施 設 の 種 類																	
救護施設	都市部	10,690,000															
	標準	10,180,000															

改 正 後					現 行						
別表3－1					別表3－1						
令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価					令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価						
				(単位:円)					(単位:円)		
事業(施設)の種類				補助基準額		事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	67,800,000		生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	64,800,000	
			標準	64,500,000					標準	61,700,000	
		21人 ～ 40人	都市部	136,600,000				21人 ～ 40人	都市部	130,500,000	
			標準	130,200,000					標準	124,400,000	
		41人 ～ 60人	都市部	228,400,000				41人 ～ 60人	都市部	218,100,000	
			標準	217,500,000					標準	207,800,000	
		61人 ～ 80人	都市部	320,700,000				61人 ～ 80人	都市部	306,400,000	
			標準	305,500,000					標準	291,900,000	
		81人 ～100人	都市部	413,400,000				81人 ～100人	都市部	394,800,000	
			標準	393,700,000					標準	376,100,000	
		101人 ～120人	都市部	504,800,000				101人 ～120人	都市部	482,200,000	
			標準	480,800,000					標準	459,300,000	
		121人以上	都市部	597,600,000				121人以上	都市部	570,800,000	
			標準	569,100,000					標準	543,600,000	
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	54,600,000			施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	52,200,000	
			標準	52,000,000					標準	49,700,000	
		21人 ～ 40人	都市部	110,300,000				21人 ～ 40人	都市部	105,300,000	
			標準	105,000,000					標準	100,400,000	
		41人 ～ 60人	都市部	184,500,000				41人 ～ 60人	都市部	176,200,000	
			標準	175,800,000					標準	167,900,000	
		61人 ～ 80人	都市部	260,100,000				61人 ～ 80人	都市部	248,400,000	
			標準	247,700,000					標準	236,600,000	
	81人 ～100人	都市部	334,100,000		81人 ～100人		都市部	319,100,000			
		標準	318,200,000				標準	303,900,000			
	101人 ～120人	都市部	409,500,000		101人 ～120人		都市部	391,200,000			
		標準	390,000,000				標準	372,600,000			
	121人以上	都市部	483,800,000		121人以上		都市部	462,100,000			
		標準	460,800,000				標準	440,100,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000		就労・訓練事業等整備加算			都市部	49,900,000	
			標準	49,800,000					標準	47,600,000	
大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000		大規模生産設備等整備加算			都市部	164,600,000	
			標準	164,100,000					標準	156,800,000	
短期入所整備加算			都市部	14,100,000		短期入所整備加算			都市部	13,500,000	
			標準	13,500,000					標準	12,900,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000		発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,800,000	
			標準	15,700,000					標準	15,000,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000	
			標準	11,100,000					標準	10,600,000	
居宅介護整備加算			都市部	7,800,000		居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	
			標準	7,470,000					標準	7,140,000	
避難スペース整備加算			都市部	45,300,000		避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	
			標準	43,200,000					標準	41,400,000	

改				正		後		現				行		
療養介護	本体	利用定員	20人	都市部	123,400,000	標準	117,600,000	利用定員	20人	都市部	117,900,000	標準	112,300,000	
			21人 ～ 40人	都市部	248,000,000	標準	236,200,000		都市部	236,900,000	標準	225,600,000		
		41人 ～ 60人	都市部	413,300,000	標準	393,600,000	41人 ～ 60人	都市部	394,800,000	標準	376,000,000			
			61人 ～ 80人	都市部	581,700,000	標準		554,100,000	61人 ～ 80人	都市部	555,600,000	標準	529,200,000	
		81人 ～100人	都市部	748,600,000	標準	713,000,000	81人 ～100人	都市部		715,100,000	標準	681,000,000		
			101人 ～120人	都市部	915,300,000	標準		871,700,000	101人 ～120人	都市部	874,200,000	標準	832,600,000	
		121人以上		都市部	1,082,100,000	標準	1,030,600,000	121人以上		都市部	1,033,600,000	標準	984,400,000	
			就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000		標準	49,800,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部
	大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000	標準	164,100,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	164,600,000	標準	156,800,000
	短期入所整備加算			都市部	14,100,000	標準	13,500,000	短期入所整備加算			都市部	13,500,000	標準	12,900,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000	標準	15,700,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,800,000	標準	15,000,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000	標準	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000	標準	10,600,000
	居宅介護整備加算			都市部	7,800,000	標準	7,470,000	居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	標準	7,140,000
	避難スペース整備加算			都市部	45,300,000	標準	43,200,000	避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	標準	41,400,000
	共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	32,100,000	標準	30,600,000	定員4人～10人	都市部	30,700,000	標準	29,300,000		
				短期入所整備加算	都市部	14,100,000	標準		13,500,000	都市部	13,500,000	標準	12,900,000	
エレベーター等設置整備加算			都市部	2,550,000	標準	2,430,000	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,430,000	標準	2,320,000			
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部		11,600,000	標準	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部
居宅介護整備加算			都市部	7,800,000	標準	7,470,000	居宅介護整備加算			都市部	7,500,000	標準	7,140,000	
避難スペース整備加算			都市部	45,300,000	標準	43,200,000	避難スペース整備加算			都市部	43,400,000	標準	41,400,000	

改 正 後			現 行		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	33,900,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	32,400,000
	標準	32,300,000		標準	30,900,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部	17,100,000	短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部	16,400,000
	標準	16,300,000		標準	15,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	11,600,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	11,100,000
	標準	11,100,000		標準	10,600,000
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)	都市部	7,800,000	居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)	都市部	7,500,000
	標準	7,470,000		標準	7,140,000
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	45,300,000	避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	43,400,000
	標準	43,200,000		標準	41,400,000
補装具製作施設	都市部	17,100,000	補装具製作施設	都市部	16,400,000
	標準	16,300,000		標準	15,600,000
盲導犬訓練施設	都市部	213,600,000	盲導犬訓練施設	都市部	204,100,000
	標準	203,500,000		標準	194,400,000
点字図書館	都市部	58,600,000	点字図書館	都市部	56,000,000
	標準	55,800,000		標準	53,400,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	79,200,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	75,600,000
	標準	75,400,000		標準	72,000,000
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。			(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。		
2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。			2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。		
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)			3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)		
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。			4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。		

改 正 後

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員	40人 以下	都市部	181,700,000
				標準	173,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	303,000,000	
			標準	288,600,000	
		61人 ~ 80人	都市部	425,700,000	
			標準	405,500,000	
		81人 ~ 100人	都市部	548,600,000	
			標準	522,500,000	
		101人 ~ 120人	都市部	670,200,000	
			標準	638,300,000	
		121人 ~	都市部	792,700,000	
			標準	755,000,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員	40人 以下	都市部	146,600,000
				標準	139,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	244,900,000	
			標準	233,300,000	
		61人 ~ 80人	都市部	344,700,000	
			標準	328,400,000	
		81人 ~ 100人	都市部	443,100,000	
			標準	422,100,000	
		101人 ~ 120人	都市部	543,500,000	
			標準	517,600,000	
		121人 ~	都市部	641,600,000	
			標準	611,100,000	
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	69,400,000
				標準	66,100,000
	短期入所整備加算			都市部	15,500,000
				標準	14,800,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	21,600,000
				標準	20,600,000

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	173,600,000	
			標準	165,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	289,400,000	
			標準	275,700,000	
		61人 ~ 80人	都市部	406,700,000	
			標準	387,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	524,000,000	
			標準	499,100,000	
		101人 ~ 120人	都市部	640,100,000	
			標準	609,600,000	
		121人 ~	都市部	757,200,000	
			標準	721,200,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	140,000,000	
			標準	133,400,000	
		41人 ~ 60人	都市部	234,000,000	
			標準	222,900,000	
		61人 ~ 80人	都市部	329,400,000	
			標準	313,700,000	
		81人 ~ 100人	都市部	423,300,000	
			標準	403,200,000	
		101人 ~ 120人	都市部	519,100,000	
			標準	494,400,000	
		121人 ~	都市部	612,900,000	
			標準	583,700,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	66,300,000	
			標準	63,200,000	
短期入所整備加算			都市部	14,900,000	
			標準	14,200,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	20,700,000	
			標準	19,700,000	

改 正 後	現 行
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。	(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	181,700,000	
			標準	173,100,000	
		41人 ～ 60人	都市部	302,900,000	
			標準	288,500,000	
		61人 ～ 80人	都市部	425,700,000	
			標準	405,500,000	
		81人 ～ 100人	都市部	548,400,000	
			標準	522,300,000	
		101人 ～ 120人	都市部	670,100,000	
			標準	638,200,000	
		121人 ～	都市部	792,600,000	
			標準	754,800,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	146,500,000	
			標準	139,500,000	
		41人 ～ 60人	都市部	244,800,000	
			標準	233,200,000	
		61人 ～ 80人	都市部	344,700,000	
			標準	328,300,000	
		81人 ～ 100人	都市部	443,100,000	
			標準	422,100,000	
		101人 ～ 120人	都市部	543,000,000	
			標準	517,200,000	
		121人 ～	都市部	641,400,000	
			標準	610,900,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	69,300,000			
	標準	66,000,000			
短期入所整備加算	都市部	15,500,000			
	標準	14,800,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,600,000			
	標準	20,600,000			

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	173,600,000	
			標準	165,300,000	
		41人 ～ 60人	都市部	289,300,000	
			標準	275,600,000	
		61人 ～ 80人	都市部	406,700,000	
			標準	387,300,000	
		81人 ～ 100人	都市部	523,800,000	
			標準	498,900,000	
		101人 ～ 120人	都市部	640,000,000	
			標準	609,600,000	
		121人 ～	都市部	757,000,000	
			標準	721,000,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	139,900,000	
			標準	133,300,000	
		41人 ～ 60人	都市部	233,900,000	
			標準	222,800,000	
		61人 ～ 80人	都市部	329,300,000	
			標準	313,600,000	
		81人 ～ 100人	都市部	423,300,000	
			標準	403,200,000	
		101人 ～ 120人	都市部	518,700,000	
			標準	494,100,000	
		121人 ～	都市部	612,700,000	
			標準	583,500,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	66,200,000	
			標準	63,000,000	
短期入所整備加算			都市部	14,900,000	
			標準	14,200,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	20,700,000	
			標準	19,700,000	

改

正

後

療養介護	本体	利用定員	40人以下	都市部	329,700,000
				標準	314,100,000
		41人 ～ 60人	都市部	550,100,000	
			標準	523,900,000	
		61人 ～ 80人	都市部	773,100,000	
			標準	736,400,000	
		81人 ～100人	都市部	995,100,000	
			標準	947,800,000	
		101人 ～120人	都市部	1,217,200,000	
			標準	1,159,300,000	
		121人以上	都市部	1,438,800,000	
			標準	1,370,400,000	
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	69,000,000
				標準	65,800,000
	短期入所整備加算			都市部	18,900,000
				標準	18,000,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	21,600,000	
			標準	20,600,000	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	43,100,000	
			標準	41,100,000	
	短期入所整備加算		都市部	18,900,000	
			標準	18,000,000	

(注)1

上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2

特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3

本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置備工事費の合計額を基準額とする。

4

短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
基準額とする。

現

行

療養介護	本体	利用定員	40人以下	都市部	315,000,000
				標準	300,000,000
		41人 ～ 60人	都市部	525,400,000	
			標準	500,400,000	
		61人 ～ 80人	都市部	738,500,000	
			標準	703,400,000	
		81人 ～100人	都市部	950,500,000	
			標準	905,300,000	
		101人 ～120人	都市部	1,162,700,000	
			標準	1,107,300,000	
		121人以上	都市部	1,374,300,000	
			標準	1,308,900,000	
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	66,000,000
				標準	62,900,000
	短期入所整備加算			都市部	18,000,000
				標準	17,200,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	20,700,000	
			標準	19,700,000	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	41,200,000	
			標準	39,300,000	
	短期入所整備加算		都市部	18,000,000	
			標準	17,200,000	

(注)1

上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2

特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3

本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置備工事費の合計額を基準額とする。

4

短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
基準額とする。

改 正 後				
別表3－4				
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価				
				(単位:円)
事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ～ 40人	都市部	151,800,000
			標準	144,600,000
		41人 ～ 60人	都市部	253,800,000
			標準	241,700,000
		61人 ～ 80人	都市部	356,400,000
			標準	339,500,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	81人 ～100人	都市部	459,300,000
			標準	437,500,000
		101人 ～120人	都市部	560,900,000
			標準	534,200,000
		121人以上	都市部	664,000,000
			標準	632,400,000
		利用定員 20人 以下	都市部	60,600,000
			標準	57,800,000
		21人 ～ 40人	都市部	122,500,000
			標準	116,700,000
		41人 ～ 60人	都市部	205,000,000
			標準	195,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	289,000,000
			標準	275,200,000
		81人 ～100人	都市部	371,200,000
			標準	353,500,000
		101人 ～120人	都市部	455,000,000
			標準	433,400,000
		121人以上	都市部	537,500,000
			標準	512,000,000

現 行				
別表3－4				
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価				
				(単位:円)
事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人 ～ 40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	81人 ～100人	都市部	438,700,000
			標準	417,900,000
		101人 ～120人	都市部	535,800,000
			標準	510,300,000
		121人以上	都市部	634,200,000
			標準	604,000,000
		利用定員 20人 以下	都市部	58,000,000
			標準	55,200,000
		21人 ～ 40人	都市部	117,000,000
			標準	111,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	195,800,000
			標準	186,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	276,000,000
			標準	262,900,000
		81人 ～100人	都市部	354,500,000
			標準	337,700,000
		101人 ～120人	都市部	434,600,000
			標準	414,000,000
		121人以上	都市部	513,500,000
			標準	489,000,000

改 正 後				現 行			
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	58,000,000		就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000
		標準	55,300,000			標準	52,900,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	191,500,000		大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000
		標準	182,400,000			標準	174,200,000
	短期入所整備加算	都市部	15,700,000		短期入所整備加算	都市部	15,000,000
		標準	15,000,000			標準	14,300,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,300,000		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000
		標準	17,500,000			標準	16,700,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,900,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000		
	標準	12,300,000		標準	11,800,000		
居宅介護整備加算	都市部	8,660,000	居宅介護整備加算	都市部	8,330,000		
	標準	8,300,000		標準	7,940,000		
避難スペース整備加算	都市部	50,400,000	避難スペース整備加算	都市部	48,200,000		
	標準	48,000,000		標準	46,000,000		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	37,600,000	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	36,000,000
		標準	35,900,000			標準	34,300,000
補装具製作施設		都市部	19,000,000	補装具製作施設		都市部	18,200,000
		標準	18,100,000			標準	17,400,000
点字図書館		都市部	65,100,000	点字図書館		都市部	62,200,000
		標準	62,000,000			標準	59,300,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	88,000,000	聴覚障害者情報提供施設		都市部	84,000,000
		標準	83,800,000			標準	80,000,000

（注）１ 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２ 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３ 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

４ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000		就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000
		標準	52,900,000			標準	52,900,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000		大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000
		標準	174,200,000			標準	174,200,000
	短期入所整備加算	都市部	15,000,000		短期入所整備加算	都市部	15,000,000
		標準	14,300,000			標準	14,300,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000
		標準	16,700,000			標準	16,700,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000		
	標準	11,800,000		標準	11,800,000		
居宅介護整備加算	都市部	8,330,000	居宅介護整備加算	都市部	8,330,000		
	標準	7,940,000		標準	7,940,000		
避難スペース整備加算	都市部	48,200,000	避難スペース整備加算	都市部	48,200,000		
	標準	46,000,000		標準	46,000,000		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	36,000,000	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	36,000,000
		標準	34,300,000			標準	34,300,000
補装具製作施設		都市部	18,200,000	補装具製作施設		都市部	18,200,000
		標準	17,400,000			標準	17,400,000
点字図書館		都市部	62,200,000	点字図書館		都市部	62,200,000
		標準	59,300,000			標準	59,300,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	84,000,000	聴覚障害者情報提供施設		都市部	84,000,000
		標準	80,000,000			標準	80,000,000

（注）１ 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２ 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

３ 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

４ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3－5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	<u>201,900,000</u>
			標準	<u>192,300,000</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>336,600,000</u>
			標準	<u>320,600,000</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>473,000,000</u>
			標準	<u>450,500,000</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>609,500,000</u>
			標準	<u>580,500,000</u>
		101人 ～ 120人	都市部	<u>744,600,000</u>
			標準	<u>709,200,000</u>
		121人 ～	都市部	<u>880,800,000</u>
			標準	<u>838,900,000</u>
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	<u>162,900,000</u>
			標準	<u>155,100,000</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>272,100,000</u>
			標準	<u>259,200,000</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>383,000,000</u>
			標準	<u>364,900,000</u>
		81人 ～ 100人	都市部	<u>492,400,000</u>
			標準	<u>469,000,000</u>
		101人 ～ 120人	都市部	<u>603,900,000</u>
			標準	<u>575,100,000</u>
		121人 ～	都市部	<u>712,900,000</u>
			標準	<u>679,000,000</u>
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>77,100,000</u>
			標準	<u>73,500,000</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>17,200,000</u>
			標準	<u>16,500,000</u>
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>24,000,000</u>
			標準	<u>22,900,000</u>

別表3－5

現 行

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	192,900,000
			標準	183,700,000
		41人 ～ 60人	都市部	321,500,000
			標準	306,300,000
		61人 ～ 80人	都市部	451,900,000
			標準	430,400,000
		81人 ～ 100人	都市部	582,200,000
			標準	554,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	711,200,000
			標準	677,400,000
		121人 ～	都市部	841,300,000
			標準	801,300,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	155,500,000
			標準	148,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	260,000,000
			標準	247,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	366,000,000
			標準	348,500,000
		81人 ～ 100人	都市部	470,300,000
			標準	448,000,000
		101人 ～ 120人	都市部	576,800,000
			標準	549,400,000
		121人 ～	都市部	681,000,000
			標準	648,500,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	73,700,000
			標準	70,200,000
短期入所整備加算			都市部	16,500,000
			標準	15,800,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	23,000,000
			標準	21,900,000

改 正 後	現 行
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。	(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改					正					後					現					行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
別表3－6															別表3－6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)															(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価															令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(単位:円)															(単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
事業(施設)の種類															事業(施設)の種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員	20人 以下	都市部	75,300,000	都市部	標準	71,700,000	都市部	標準	151,800,000	都市部	標準	144,600,000	都市部	標準	253,800,000	都市部	標準	241,700,000	都市部	標準	356,400,000	都市部	標準	459,300,000	都市部	標準	560,900,000	都市部	標準	664,000,000	都市部	標準	632,400,000	都市部	標準	60,600,000	都市部	標準	57,800,000	都市部	標準	122,500,000	都市部	標準	116,700,000	都市部	標準	205,000,000	都市部	標準	195,300,000	都市部	標準	289,000,000	都市部	標準	275,200,000	都市部	標準	371,200,000	都市部	標準	353,500,000	都市部	標準	455,000,000	都市部	標準	433,400,000	都市部	標準	537,500,000	都市部	標準	512,000,000	都市部	標準	58,000,000	都市部	標準	55,300,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

改

正

後

	大規模生産設備等整備加算	都市部	191,500,000
		標準	182,400,000
	短期入所整備加算	都市部	15,700,000
		標準	15,000,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,300,000
		標準	17,500,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,900,000
		標準	12,300,000
	居宅介護整備加算	都市部	8,660,000
		標準	8,300,000
	避難スペース整備加算	都市部	50,400,000
		標準	48,000,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。）

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5 木造施設の改築として行う場合に限る。

現

行

	大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000
		標準	174,200,000
	短期入所整備加算	都市部	15,000,000
		標準	14,300,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000
		標準	16,700,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000
		標準	11,800,000
	居宅介護整備加算	都市部	8,330,000
		標準	7,940,000
	避難スペース整備加算	都市部	48,200,000
		標準	46,000,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。）

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5 木造施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表3ー7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和7年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	201,900,000	
			標準	192,300,000	
		41人 ～ 60人	都市部	336,600,000	
			標準	320,600,000	
		61人 ～ 80人	都市部	473,000,000	
			標準	450,500,000	
		81人 ～100人	都市部	609,500,000	
			標準	580,500,000	
		101人 ～ 120人	都市部	744,600,000	
			標準	709,200,000	
		121人 以上	都市部	880,800,000	
			標準	838,900,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	162,900,000	
			標準	155,100,000	
		41人 ～ 60人	都市部	272,100,000	
			標準	259,200,000	
		61人 ～ 80人	都市部	383,000,000	
			標準	364,900,000	
		81人 ～100人	都市部	492,400,000	
			標準	469,000,000	
		101人 ～ 120人	都市部	603,900,000	
			標準	575,100,000	
		121人 以上	都市部	712,900,000	
			標準	679,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	77,100,000
				標準	73,500,000
	短期入所整備加算			都市部	17,200,000
				標準	16,500,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	24,000,000
				標準	22,900,000

現行

別表3ー7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	192,900,000	
			標準	183,700,000	
		41人 ～ 60人	都市部	321,500,000	
			標準	306,300,000	
		61人 ～ 80人	都市部	451,900,000	
			標準	430,400,000	
		81人 ～100人	都市部	582,200,000	
			標準	554,500,000	
		101人 ～ 120人	都市部	711,200,000	
			標準	677,400,000	
		121人 以上	都市部	841,300,000	
			標準	801,300,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	155,500,000	
			標準	148,200,000	
		41人 ～ 60人	都市部	260,000,000	
			標準	247,600,000	
		61人 ～ 80人	都市部	366,000,000	
			標準	348,500,000	
		81人 ～100人	都市部	470,300,000	
			標準	448,000,000	
		101人 ～ 120人	都市部	576,800,000	
			標準	549,400,000	
		121人 以上	都市部	681,000,000	
			標準	648,500,000	
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	73,700,000
				標準	70,200,000
	短期入所整備加算			都市部	16,500,000
				標準	15,800,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	23,000,000
				標準	21,900,000

改正後	現行
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。	(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後				現 行			
別表4－1				別表4－1			
令和7年度補助基準単価		(単位:円)		令和6年度補助基準単価		(単位:円)	
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単位	補助基準額	施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 たり	3,493,000	女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 たり	3,337,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	69,000		初度設備加算	1 世 帯 当 たり	66,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	21,657,000		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685,000
	保育室整備加算	1 人 当 たり	920,000		保育室整備加算	1 人 当 たり	878,000
	学習室整備加算	1 人 当 たり	920,000		学習室整備加算	1 人 当 たり	878,000
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	5,494,000	女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	5,247,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	69,000		初度設備加算	1 世 帯 当 たり	66,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	21,657,000		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単位	補助基準額	施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	8,241,000	女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	7,871,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	104,000		初度設備加算	1 世 帯 当 たり	99,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	32,486,000		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	31,028,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)			
2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。				2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。			
3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。				3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。			

改正後

別表4－2

令和7年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 たり	4,612,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	91,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	28,587,000
	保育室整備加算	1 人 当 たり	1,214,000
	学習室整備加算	1 人 当 たり	1,214,000
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	7,252,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	91,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	28,587,000

現 行

別表4－2

令和6年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施 設 の 種 類		単 位	補 助 基 準 額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1 世 帯 当 たり	4,405,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	87,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	27,304,000
	保育室整備加算	1 人 当 たり	1,160,000
	学習室整備加算	1 人 当 たり	1,160,000
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	6,926,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	87,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	27,304,000

改 正 後				改 正 後			
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	10,878,000	女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	10,389,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	137,000		初度設備加算	1 世 帯 当 たり	131,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	42,881,000		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	40,956,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。			

改 正 後				現 行			
別表4－3				別表4－3			
令和7年度補助基準単価				令和6年度補助基準単価			
(単位:円)				(単位:円)			
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1 施設 当 たり	16,576,000	女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1 施設 当 たり	15,832,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	901,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	861,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	22,097,000		地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	21,105,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	2,356,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	2,250,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	22,097,000		余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	21,105,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	3,934,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	3,757,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	10,628,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	10,151,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設 当 たり	14,029,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設 当 たり	13,399,000
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設 当 たり	42,794,000	女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設 当 たり	40,873,000
	地域交流スペース	1 施設 当 たり	16,576,000		地域交流スペース	1 施設 当 たり	15,832,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	901,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	861,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	22,097,000		地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	21,105,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	2,356,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	2,250,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	22,097,000		余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	21,105,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	3,934,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	3,757,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	10,628,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	10,151,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設 当 たり	14,029,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設 当 たり	13,399,000

改 正 後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設 当 たり	64,191,000
	地域交流スペース	1 施設 当 たり	24,864,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	1,352,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	33,146,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	3,534,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	33,146,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	5,901,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	15,942,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設 当 たり	21,044,000	

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改 正 後

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設 当 たり	61,310,000
	地域交流スペース	1 施設 当 たり	23,748,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	1,292,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	31,658,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	3,375,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	31,658,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	5,636,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	15,227,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設 当 たり	20,099,000	

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改正後

別表4－4

令和7年度補助基準単価

(耐震化整備事業)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性相談支援センター―時保護所	本体	1世帯当たり	6,201,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,334,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	12,501,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

現行

別表4－4

令和6年度補助基準単価

(耐震化整備事業)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性相談支援センター―時保護所	本体	1世帯当たり	5,922,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,960,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施 設 の 種 類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,940,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

改 正 後				現 行			
別表4－5				別表4－5			
令和7年度補助基準単価		(単位:円)		令和6年度補助基準単価		(単位:円)	
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	8,000	女性相談支援センター一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	7,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	8,000	女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	7,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	12,000	女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	11,000
※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る				※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る			

改 正 後	現 行
別表 5 (略)	別表 5 (略)

改正後	現行
別紙 1 ～別紙 8 （略）	別紙 1 ～別紙 8 （略）